



第3編
日本弁理士会
について

第1章

組織

日本弁理士会は、弁理士法に基づき大正11(1922)年5月に設立された弁理士に関する我が国唯一の法人である（弁理士法第56条）。

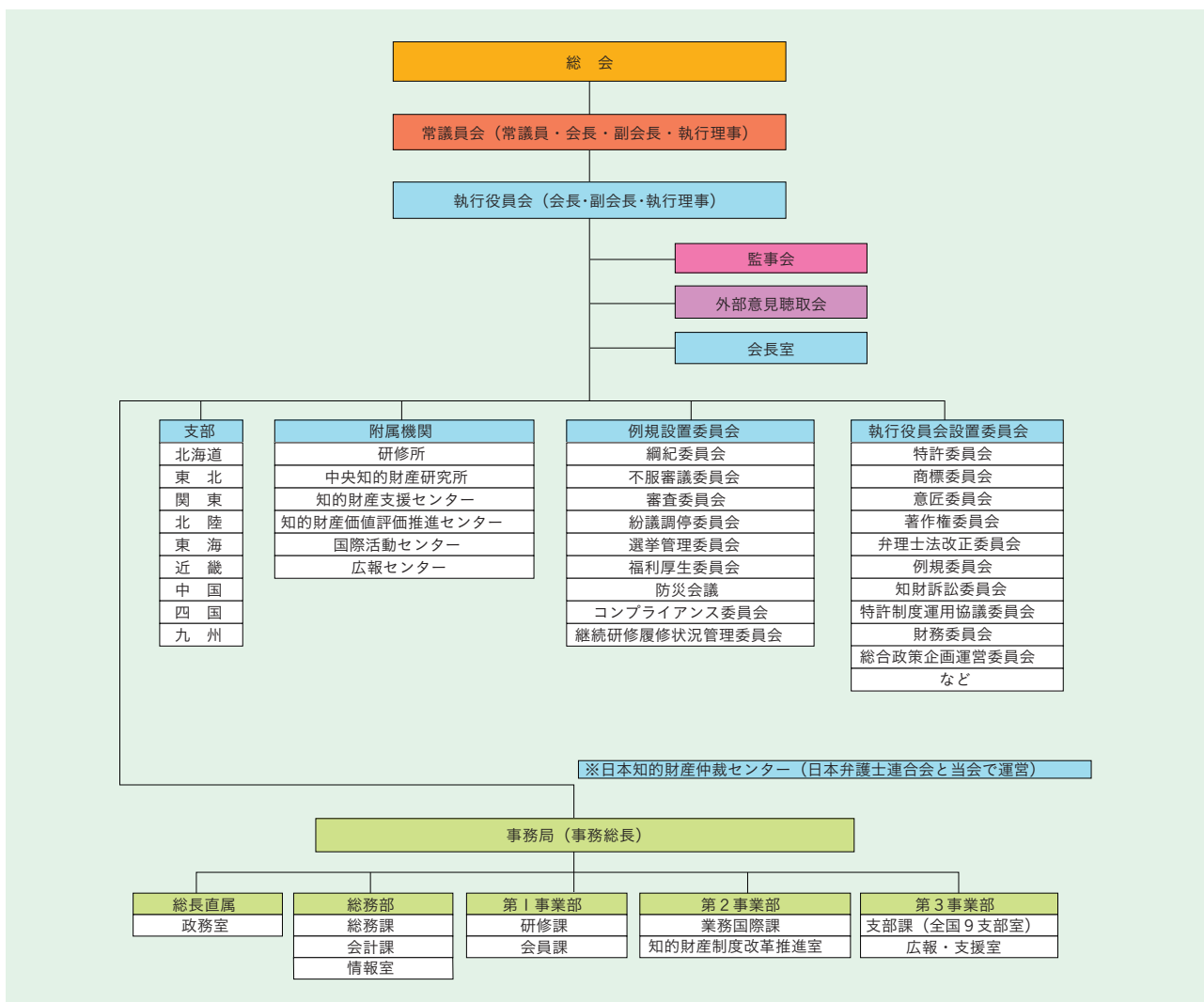
日本弁理士会は、弁理士の使命及び職責に鑑み、弁理士の品位を保持し、弁理士業務の改善進歩を図るため、会員の指導、連絡及び監督を行うことを目的としている（弁理士法第56条第2項）。

弁理士となるには、日本弁理士会に弁理士登録しなければならない。いわゆる強制加入制度を採用している（弁理士法第17条）。

日本弁理士会は、会長、副会長及び執行理事が組織する執行役員会を中心に、附属機関、各委員会（例規設置、執行役員会設置）、支部、会長室等の機関で運営されている。また、本会に事務局を置き、庶務を行わせている。

組織図は、以下のとおりである。

日本弁理士会の組織図



第2章

役員数、委員会数、委員数

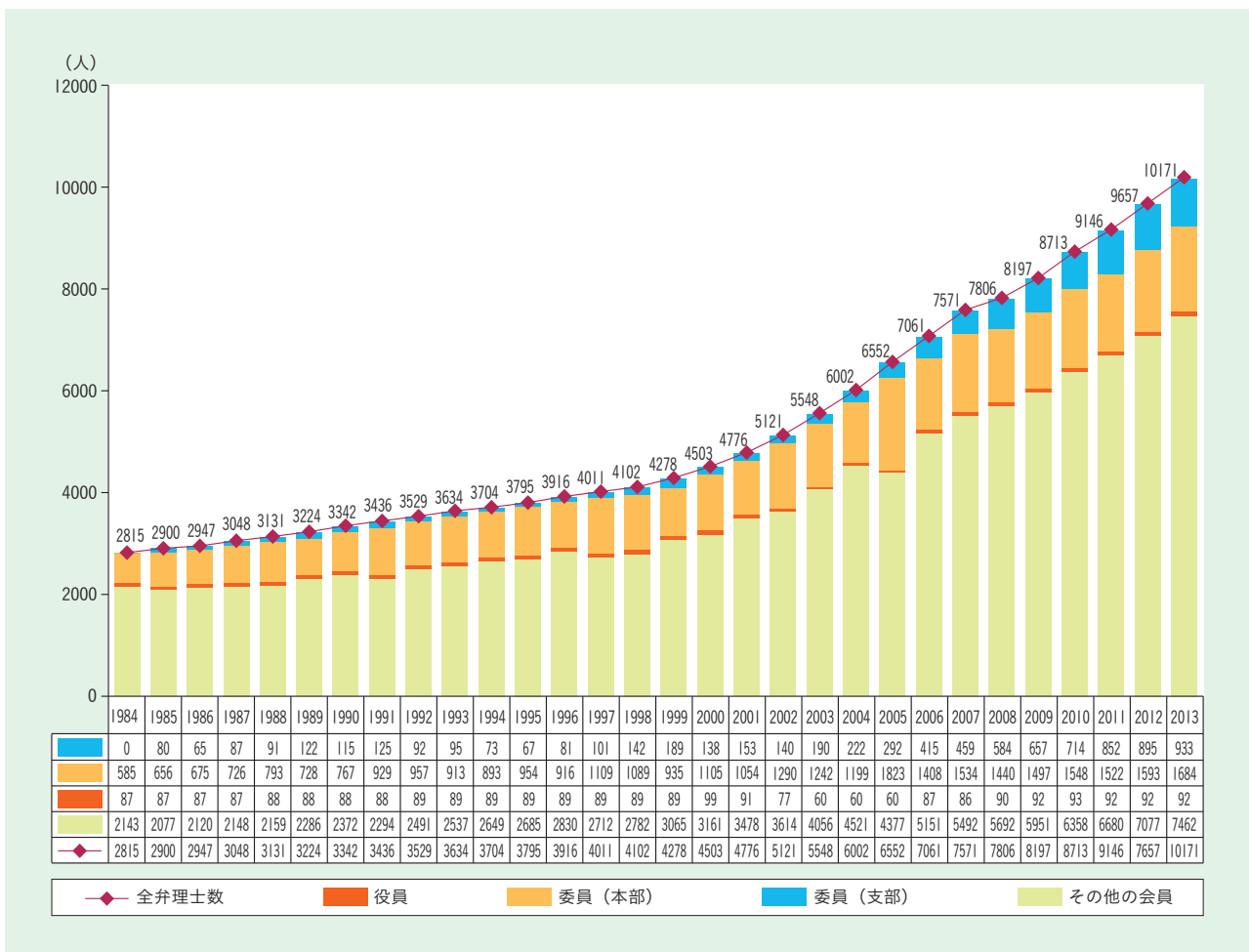
大正11(1922)年の弁理士会設立後、太平洋戦争の前後を除き、委員会数・委員数とも増加している。

委員数は、平成9(1997)年に1,000人を超え、平成25(2013)年には1.5倍の1,684人になっている。

全会員数に占める委員数の割合は、おおむね20%前後で推移している。

また、平成17(2005)年頃からの全国支部化に伴って、支部内の委員会数・委員数も増加しており、平成25年度には全支部で延べ933人が委員として活動している。

そのため、本部と支部を合わせると延べ2,000人を超える会員が何らかの会務に携わっていることになる。



会員数、役員数、委員会委員数の推移

2014.9.25 現在

		1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	
A	役員数	87	87	87	87	88	88	88	88	89	89	89	89	89	89	
B	委員数(本部)	585	656	675	726	793	728	767	929	857	913	893	954	916	1,109	
C	委員数(支部)	—	80	65	87	91	122	115	125	92	95	73	67	81	101	
D	その他の会員	2,143	2,077	2,120	2,148	2,159	2,286	2,372	2,294	2,491	2,537	2,649	2,685	2,830	2,712	
	合計	2,815	2,900	2,947	3,048	3,131	3,224	3,342	3,436	3,529	3,634	3,704	3,795	3,916	4,011	
1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	計
89	89	99	91	77	60	60	60	87	86	90	92	93	92	92	92	2,583
1,089	935	1,105	1,054	1,290	1,242	1,199	1,823	1,408	1,534	1,440	1,497	1,548	1,522	1,593	1,684	33,464
142	189	138	153	140	190	222	292	415	459	584	657	714	852	895	933	8,169
2,782	3,065	3,161	3,478	3,614	4,056	4,521	4,377	5,151	5,492	5,692	5,951	6,358	6,680	7,077	7,462	112,420
4,102	4,278	4,503	4,776	5,121	5,548	6,002	6,552	7,061	7,571	7,806	8,197	8,713	9,146	9,657	10,171	156,636

第3章

財政

第1編第1章にも記載しているが、平成26(2014)年3月末現在で弁理士登録者数は10,171人(特許業務法人を除く)となっており、この間の弁理士数の増加は、必ずしも右肩上がりの直線的なものではなく、さまざまな理由により増減を繰り返して現在に至っている。

そこで平成16(2004)年度からの10年間の財政の推移を表記した。

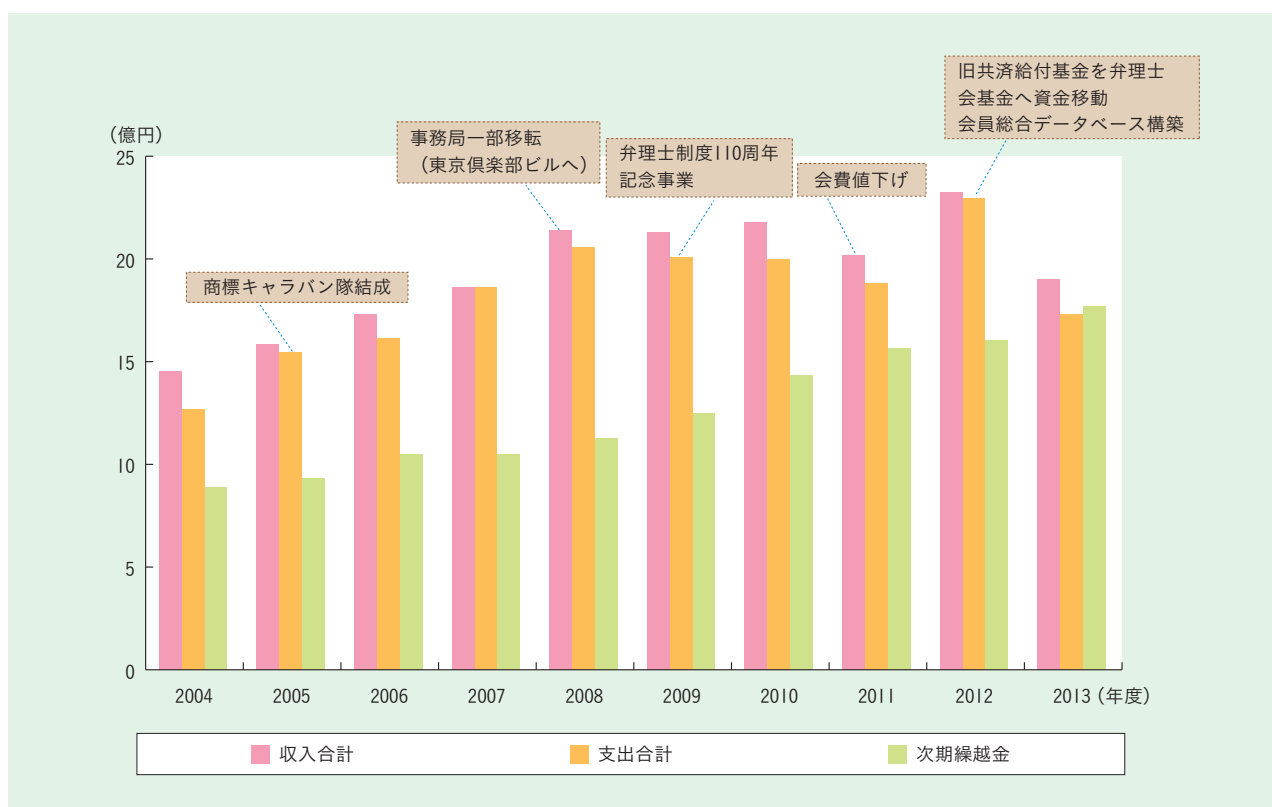
また、平成18(2006)年度には支部が設立されたため、各支部の財政の推移を表記した。

(1) 財政の推移

① 一般会計

平成16(2004)年度から平成25(2013)年度の一般会計の決算額は以下のとおりである。

収入が増加した年度は支出も増加し、収入が減少した時には支出も減少するという傾向になっている。

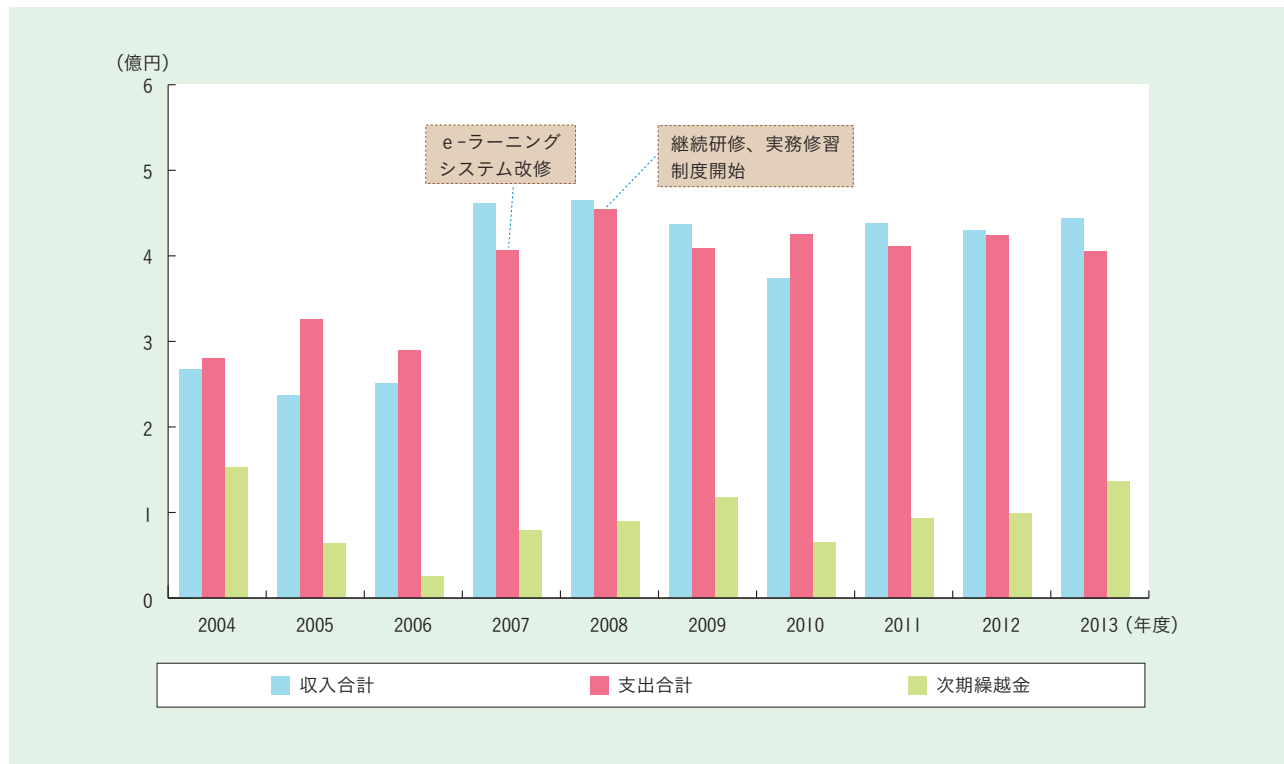


② 特別会計研修事業費会計

平成 16(2004)年度から平成 25(2013)年度の特別会計研修事業費会計の決算額は以下のとおりである。

支出が収入を超過している年度が見受けられるが、特別会計研修事業費会計は収入の一部が一般会計からの繰入金収入となっており、前期からの繰越金が多い年度については、一般会計からの繰入金収入を少なくしているため、支出が収入を超過している。

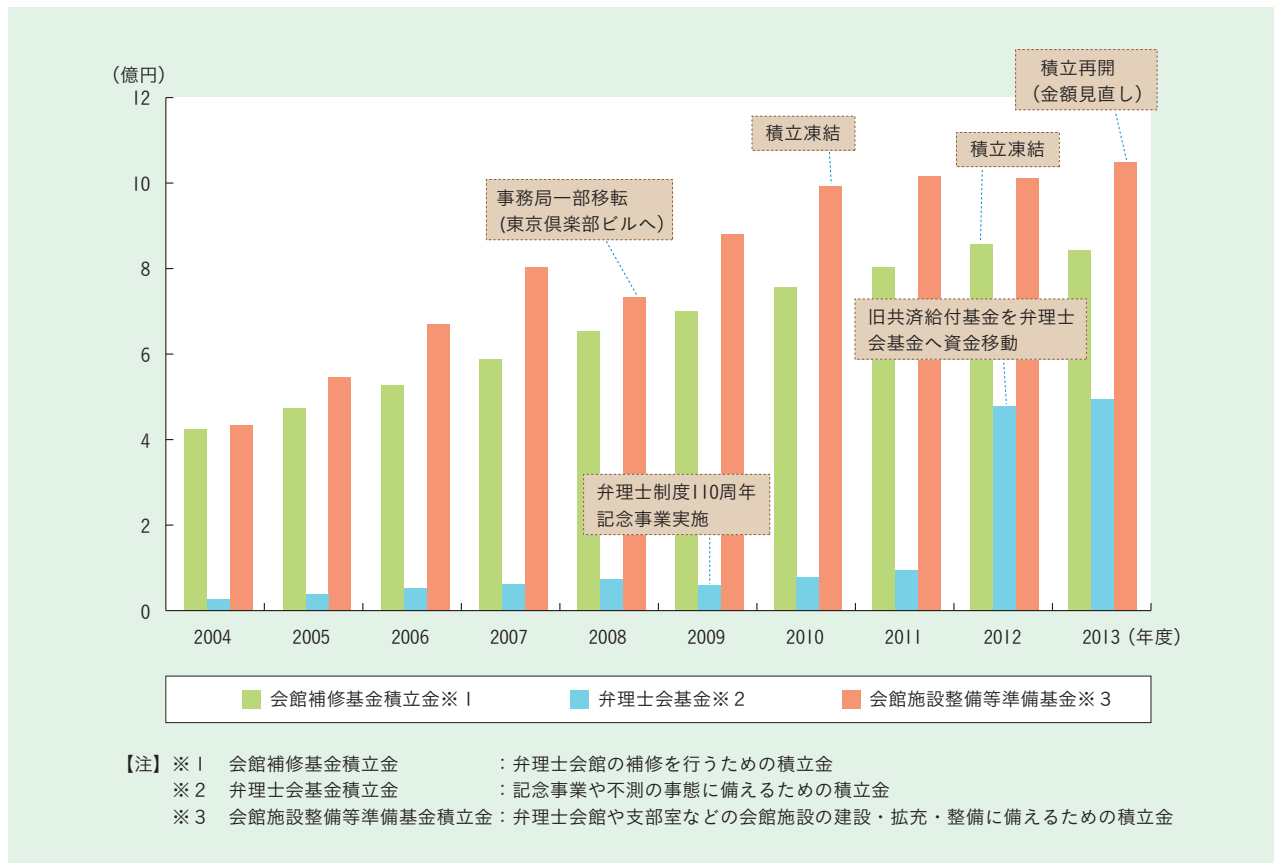
平成 19(2007)年度以降は、毎年度約 4 億円と大幅な増減がなく推移している。



③ 特別会計積立額推移

平成 16(2004)年度から平成 25(2013)年度の特別会計の積立額は以下のとおりである。

毎年積立てを行っているため増加しているが、積立の凍結や積立金を使用した年度、資金移動した年度には大きく増減し、現在に至っている。



第3編 日本弁理士会について

④ 会費等の額の変遷

弁理士登録料、弁理士会費、特許業務法人の届出料と法人会費の変遷は以下のとおりである。

<1> 弁理士会費及び登録料

	弁理士		備 考
	登録料	会費	
1922.5.1		1	
1943.1.1	50	3	
1946.6.1	200	10	
1947.1.1	300	15	
1947.6.1	500	30	
1948.2.1		50	
1948.8.1	1,000	150	
1949.5.1	1,500	250	
1951.12.1		350	
1952.5.1	5,000		
1953.10.1		500	
1957.6.1		700	
1960.6.1	10,000	1,000	
1965.4.1		1,500	
1966.5.1		2,000	
1967.5.1	30,000		
1970.10.1		3,000	
1974.4.1		4,000	
1976.6.1		6,000	
1978.4.1	60,000		
1979.11.1		8,500	会 費：事業規模の拡大と物価上昇による財源不足のため増額
1985.4.1		11,000	会 費：繰越金額の不足、弁理士会館建設のため増額
1986.7.1		15,000	会 費：弁理士会館建設による借入金の返済のため増額
1987.7.1	120,000		
1992.1.1		20,000	会 費：支出増加、各種積立金の値上げ、会館補修費の積立てのため増額
1994.4.1	180,000		登録料：物価上昇、弁理士会館の建設資金を上乗せのため増額
2001.4.1	80,000		登録料：規制緩和による見直しのため減額
2008.10.1	48,000		登録料：実務修習制度の導入により、登録に要する費用の見直しのため減額
2011.10.1		15,000	会 費：繰越金、各種積立金の増加により減額
2013.1.1	35,800		登録料：登録に要する費用の見直しのため減額

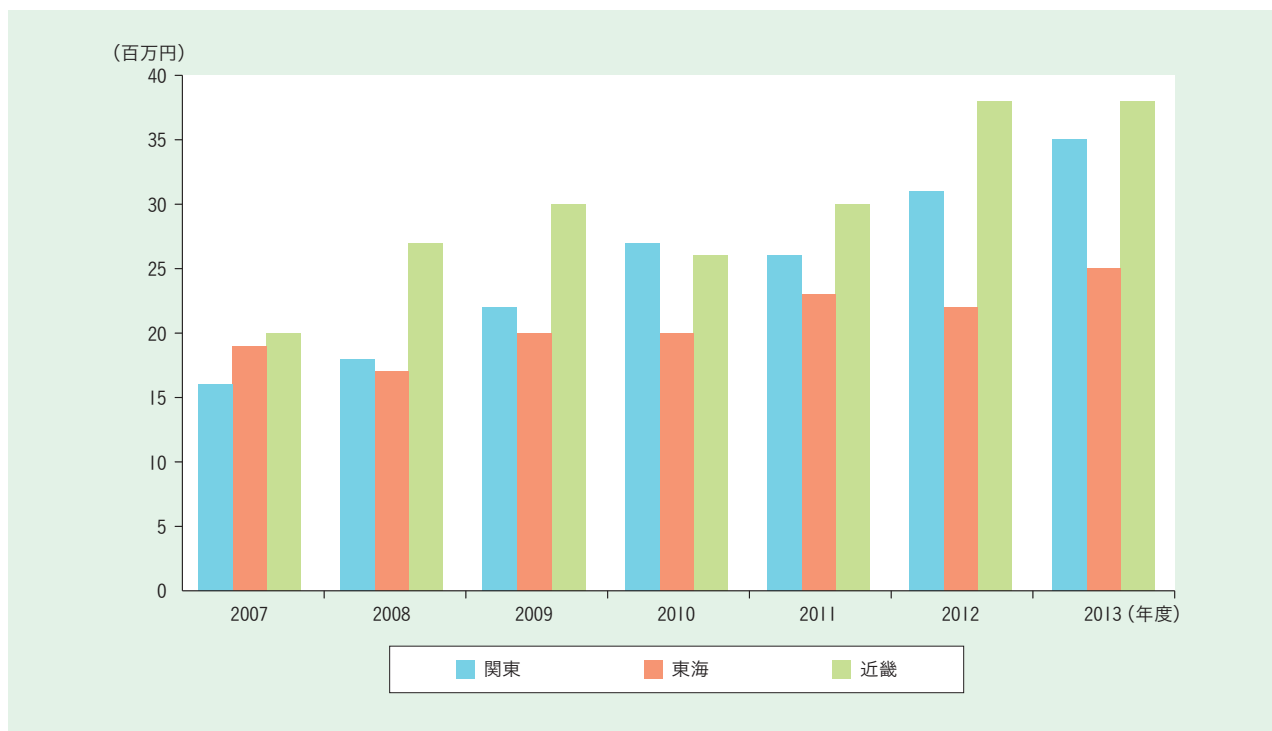
<2> 特許業務法人の会費及び入会届出料

	特許業務法人		備 考
	届出料	法人会費	
2001.1.6	20,000	20,000	
2011.10.1		15,000	法人会費：繰越金、各種積立金の増加により減額
2012.10.1		10,000	法人会費：弁理士に比べ一部権利がないための見直しによる減額

(2) 支部の事業費の推移

① 関東支部、東海支部、近畿支部

3支部の事業費の決算額は、平成19(2007)年から平成25(2013)年の7年間で、関東支部は2.2倍、東海支部は1.4倍、近畿支部は1.9倍になっている。



② 北海道支部、東北支部、北陸支部、中国支部、四国支部、九州支部

6支部の事業費の決算額は、平成19(2007)年から平成25(2013)年の7年間で、北海道支部は2.2倍、東北支部は2.3倍、北陸支部は5.3倍、中国支部は0.8倍、四国支部は2.4倍、九州支部は1.9倍になっている。

